

# 法政大学学術機関リポジトリ

## HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

### 国際労働会議と労働組合：日本労働総同盟の場合 その一

MURAYAMA, Shigetada / ムラヤマ, シゲタダ / 村山, 重忠

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社會勞働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

14

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

21

(発行年 / Year)

1967-12-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017782>

# 国際労働會議と労働組合

——日本労働総同盟の場合 その一——

村山重忠

## —

国際労働會議の成立事情については、周知のことでもあるのでここに改めて述べないが、その第一回總会が大正八年（一九一九年）十一月ワシントンにおいて開催され、わが国からも政府、資本、労働の三方面から代表を送らねばならぬので、政府代表は別として、資本および労働の両代表、顧問は、同年六月二十八日ベルサイユにおいて調印された対独講和条約第十三編「労働」（昭和九年四月一九三四年、「国際労働機関憲章」と呼称）の規定にしたがい、加盟国は毎年「各自の国に資本家または労働者をそれぞれ最もよく代表する産業上の団体がある場合には、それらの団体と協議して選出」せねばならぬことになった。

ところで、同年八月下旬、内務、農商務両省は、資本側および労働側代表を選定するについて、つぎのような方法で協議会を開くと発表した。

一、資本側代表員の選定協議 六大都市における商業會議所並に主な工業、鉱業および運輸の団体から各一名の協議員を選出させ九月十二日農商務省に召集し、資本側代表委員選定の協議会を開催する

二、労働側代表委員の選定協議 私設工場、鉱山および鉄道軌道に関しては地方長官においてそれぞれその管内における職工、坑夫並に運輸労働者と隔意なき了解を得るに適當な方法により委員若干名を出さしめ、これを府県庁その他適宜の場所に集め、東京、大阪、兵庫、愛知、長野および福岡の二府四県は各三名、北海道および神奈川の一省一県は各二名、その他の三十九府県は各一名並に鉄道院所属三名、海軍省所属内閣大蔵省、陸軍省および農商務省所属各一名宛の協議員を選ばしめ、なお主な労働者の団体から各一名宛の協議員を出させ、これら協議員を九月十五日農商務省に召集し、労働代表委員選定の協議会を開催する

右のごとく、資本家側の代表委員は、各大都市の商業會議所および工、鉱業並に運輸の団体から各一名宛の代表者を得、これを農商務省に集めて資本家を代表すべき委員を選定させ、かくして選定されたものを政府が任命するということになるのであるが、労働者側の代表委員選定に当つては、まず地方別によつて労働者側代表委員選定協議会出席の協議員を選出せしめ、つぎに、これらの協議員によつて代表委員を選定せしめるという一種の二重選挙法をとることにし、さらにこれに現存の労働組合中の五団体（日本労働総同盟友愛会、信友会、日本労働組合、日本労働連合会、大阪鉄工組合（職工組合期成同志会の後身））を加えており、ここに若干組合主義を加味しているのである。

さて、前掲の労働者側代表委員の選定方法についての通牒を受取つた各地方長官は、各地方の状況に応じておおむね百人以上または三百人以上の労働者を使用している工場、鉱山、鉄道・軌道の経営者などにむかつて各工場、鉱山および鉄道毎に一人宛の労働者側代表者を指定日までに府県庁へ送るよう命令を下した。この命令を受けた各事業主としては、労働者側代表者を送り出すからには、内務、農商務両省が発表した前掲の決定にあるように、当然自己の事業場における「労働者と隔意なき了解を得て」代表者を選ぶべきはすであるが、ほとんどすべての資本家は自己

に都合のよいものを見立て、これを代表者として送り出している。要するに、資本家が送り出したものは、ほとんどすべてが天降の候補者であるか、さもなくば労働者などが全然なにも知らない間に決められた代表者にほかなりなかつた。

しかし、とも角、このようにして工場、事業場別で選ばれた代表者が送り出されたので、地方長官は、これらの代表者を一堂に会して、各地方を代表する協議員を政府の訓令通りに一名ないし三名宛選ばしめた。

他方、労働者の団体から選出された協議員は、前述の五団体の幹部——友愛会は鈴木文治、信友会は水沼辰夫、日本労働組合は富永禎三、日本労働連合会は新井京太、大阪鉄工組合は堂前孫三郎）——であつた。

政府の採つた右のごとき労働代表選定の方法は、要するにわが国には対独講和条約第十三編「労働」の規定でうたつてゐるような「労働者を最もよく代表する団体」が存在しないという理由によるものであるが、この点について、友愛会幹部麻生久は、同会機関誌「労働及産業」で、まず前掲の「労働」の規定をかかげ、「此規定は来るべき十月ワシントン大会に出席すべきわが國労働者代表者選出に関して一個の重大なる問題を提出している。何となれば政府は此際に於てわが國に労働組合を公認するか否かの問題に逢着するからである。更に切言すれば、先ず過去十年に垂々とする歴史を有し、其実力において三万の会員を有し、その代表者を既に数回国外の労働會議に出席せしめ、国外の労働団体によつてその存在を認められたる友愛会を公認するか否かという問題に逢着するからである。もしもわが国において實際上未だ具体的に組織されたところの労働団体がないならば兎に角、既に相当の実力を有する労働団体がある以上、政府はこれを無視して大会に選出すべき労働者の代表者を決定することはできない筈である。先ず此際かかる団体を公認し、而してこれにたいして代表委員の選出を謀るべき筈である。これをなさずして、未だわが国に

公認すべき団体なしと称するならば、それは明かに詭弁である。またこれあることを認むるも故意に公認することを欲しないとするならば、それは実に頑迷固陋といわなければならぬ。かくのごとくむば、政府はどこまでも資本家の味方をなして労働者を敵とするものであつて大なる矛盾であり、自らを欺むき世界を欺むくものといわなければならぬ。かくの如き政府は實に労働者の敵たるばかりでなく正義の敵であり、平和の攪乱者である。而してわが國政府のなすところを見るに、われらの憤まんに堪えざることのみである(注二)』と喝破し、鈴木文治はその著書のなかで、「國際労働條約の規定通り、當時労働團体と名のつくものは、兎に角友愛会、信友会の二團体しかなかつたのであるから、此二團体に選定方を一任すれば無難であつたのだが、政府の腹はさうでない。成る丈け労働組合といふものを認め度くない。ウツカリ之を認めると圖に乗つて後がうるさくなるといふ考へである(注三)」と慨歎しているが、当時の政府は、確かに労働者の自主的な團体を忌避していたのであり、それゆえにかくのとき手段をとつたのである。しかし、爾後毎年各國から政府、資本、労働の代表者によつて総会が開催されることになるのであるから、労働側としてはその代表は当然労働團体から選出されるものと信じ、そのころこれをめあてに群小の労働團体が簇出しつつあったことなどを合せ考えるとき、政府のとつた措置は、労働團体をして憤激せしめるに充分であつたと思う。それゆえ、既に政府のかくあることを知つていた友愛会本部は、既に八月十七日東京・神田の青年会館で演説会を開き「政府の腹を素破抜い」ており、また同会大阪連合会でも同日各支部代表委員をもつて國際労働會議労働代表者予選準備會議を開き、(一) 國際労働會議派遣委員二名を送ること、(二) 関西関東から純労働者を選び、ワシントンに出席せしめること、(三) 万一、政府が團体代表者を公認せぬ場合には、友愛会は何人と雖も其の資格争をする、などの申合せをしている。

注一 大正八年九月一日、一四一二〇頁。

注二 鈴木文治著「労働運動二十年」、二〇四頁。

## 二

九月十五日、政府は、既述のごとき方法によつて送り出された七十五名の協議員を召集し、國際労働會議労働側代表員選定協議会を開いた。

ところで、この協議会について「第一に、政府は國際労働條約を極秘と称して一般に示さざりしこと。第二、労働組合の存在を無視し、何等これと協議の方法を取らざりしこと。第三、各府県よりの中央協議員の選定に對して官憲の不当なる圧迫干渉ありたること。第四、海員は全然之を除外し、労働代表選定の協議会に参加せしめざりしこと。その他いろいろの不都合があつたので、我等は大いに憤慨してゐた」<sup>(注二)</sup>とする友愛会は、この会議に先だち本部で種々協議を重ねた結果、鈴木會長が協議会の壁頭において政府につきのような質問をし、これにたいして政府が満足な答弁を与えぬときには直ちに退席するという態度をとることにしていた。

一、政府は各工場よりの協議員を選ぶに當つて、何故に隔意なき諒解などと云ふ怪しい文字を用いて其の全権を資本家に委託したのであるか。また政府は何故にこれにたいし何の条件もふせずまた監督をもなさなかつたのであるか。そしてまた政府は現在選ばれた協議員をことごとく正当な者と認めるか否か。

二、友愛会は國際労働法規の条文に照して海員もまた当然労働代表者選定協議会に加はる資格があるものと思惟する。しかるに政府は今回のことにつき全然海員を除外した。友愛会はこれをもつて不法の行為と認める。

協議会開会の傍頭、議事に入るに先だち、友愛会を代表して会議に臨んだ鈴木会長は右の二箇条を提げて政府委員に「肉迫」し、答弁を要求した。これにたいし、政府委員からは「不當に干渉した事実はない。海員を代表するものを加えずとも一向に差支えないと解釈する」との答弁があった。ここにおいて、「不誠意極まる政府の態度にたいして大に憤慨した」鈴木文治は、「これ全く国内事情のために世界を欺くものである、私はかかる協議会に席を列ねて共に責任を取ることは出来ない(注三)」と宣言し、直ちに退席して友愛会本部に帰つた。また、「このような資本家臭味を帯びた会合に列席するのは不本意である」との理由で、信友会幹事水沼辰夫、友愛会々員（兵庫県川崎造船所職工係長）須々木純一も鈴木文治と同一行動をとつて退席した。麻生久は、この鈴木文治の退席についてつぎのようにいつている。

「我々が眞に労働運動の本質を考へ又国際労働法規の精神を考へます時に、仮令此協議会に依つて鈴木会長が労働代表委員に選出されたと致しましてもそれは拒絶しなければならないのであります。何となれば資本家の代表者の集まりであるような協議会によつて会長が労働代表者として選ばれたならば、会長の不名誉友愛会の不名誉此上もないことであります。我々は純理に立つて不当なることは何處までも不当として戦つて行かなければならぬ。大義を忘れて唯アメリカに行きさえすればと云ふようなケチな根性は労働運動そのものにとつて何よりの敵であります。労働者の仮面を被つて自己の野心を満足せしめんとするごとき輩は獅子身中の虫です。我等は今回の会議に於て身は労働者なりと称して卑しき野心を満足せしめんとするごとき奴輩のいたことを残念に思います」(注四)

協議会では、退場した三名を除き、十八日まで討議が引続き行なわれたが、この間意見の対立から再度退場するものが出てるなどして紛糾し、ようやく代表正使に法学博士本多精一（東京財政經濟時報主幹）、第一補欠正使に法学博

士高野岩三郎（東京帝國大學教授）、第二補欠正使に榎木卯平（鳥羽造船所重役兼技師長）を決定した。

注一 「労働及産業」、大正八年十月一日、五六一七頁。

注二 右同、大正八年十一月一日、一三一四頁。

注三 「労働運動二十年」、二〇七頁。

注四 「労働及産業」、大正八年十月一日、五七頁。

### 三

国際労働會議に送るべきわが国の労働者側代表委員について、もし政府が友愛会を無視し、わが国の労働団体を無視し、わが国の労働者を無視するような態度をとるようがあれば、友愛会はこれにたいして断然反対の運動を展開し、国際労働會議の本議場で委員の資格争いをする、と、かねてパリの平和會議に国際労働強制委員会出席の日本代表の顧問として出席し八年七月帰国した鈴木友愛会長はその帰朝報告演説で述べているが、政府は、労働者側代表委員の選定について、以上のような措置をとつたのである。

友愛会など労働団体は、九月二十日東京・神田青年会館で全國労働大会を開き、友愛会の鈴木、信友会の水沼などが、労働者代表委員選出について政府がとつた態度の不合理を指摘し、「吾人は今回の国際労働會議労働代表委員の選出に関し政府の採りたる態度は労働者並に労働団体に対し全然誠意なきものと認む、依つて吾人は該協議会によつて選出されたる代表委員は之を認むる能はず」との決議をなし、また足尾銅山の大日本鉱山労働者同盟本部の代表が「五等を除外した会合に全国の名は不当である」との抗議を申込むなど、大いに氣勢をあげているが、同夜大阪にお

いても同じように関西労働大会を開き、代表選出の不合理をきゅうだんするとともに、労働組合の必要と労働者の自覚とが叫ばれた。このような情勢を見てか、労働代表の第一候補におされていた本多博士は、全国労働団体の賛成なくして国際労働会議におもむくことはできぬとの理由で、同委員たることを辞退した。したがつて、御鉢は第二候補の高野博士に廻ってきた。友愛会が、これにどのような考で対処し、動きを示したか、機関誌「労働及産業」<sup>(注)二</sup>のいうところを聞こう。

「吾々は此時に於て非常に苦しい羽目に陥つた。何故ならば、高野博士は今日の学者の中に於て最も労働者の為を思つて下さる人であるとして吾々が平常から尊敬措く能はざる人である。若しも今回の協議会と云ふ事を全然別個として考へるならば、吾々は高野博士が労働者の代表としてワシントンの労働会議に臨むといふ事は、吾々として願つたりかなつたりの事である。吾々はそれに何の異存もないのである。啻に異存がないばかりでなく、吾々は挙つて高野博士にお頼みして行つていただきたいと思つてゐる所の者である。然るに不幸なる哉、今回偶然にも高野博士が労働者代表委員として推された所の徑路は我々が今日まで戦つてきたところの不当なる選出方法に依つて選ばれたところの協議会からである。吾々は既に今日の協議会といふものが不当であるといつて政府に反省を求めるがために又政府の頑冥にして固陋なる態度を改めしめんがために今日まで斗つて來た。吾々の戦斗の真意は唯一そこにあつた。然るに高野博士は此不当なる協議会によつて偶然にも労働者代表の候補者に推されたのである。吾々には個人としての高野博士に對して何等故障を唱ふるものではないが、政府が故意になして來たところの労働者を馬鹿にし踏みつけにした態度に對しては飽くまで戦はなければならぬ。従つて政府が労働者に對して過去のあやまれる態度を謝罪して其の誠意を示さざる以上高野博士の代表受諾に對しては飽くまで反対せざるを得ない」。

このように、友愛会としては、選定の方法が不都合であるから、たとえ高野博士であっても反対の銖先を收めることができない、というのであつた。

一方、政府は、おいおい代表出発の期日も迫つて來ることとて、高野博士の友人なり、あるいは同博士の門弟にあたる人たちをして、しきりに高野博士の出馬を促して止まなかつた。しかし、他方、博士の親友福田徳三博士や、大原社会問題研究所にあつた榎田民藏や、森戸辰男などは飽くまで辞任をさせるべく奔走していた。では、高野博士自身としてはどうのような態度をとろうとしていたか。博士は「組合主義者であるところの自分は、友愛会のごとき有力なる団体の賛成のない以上、断じて行くことができない」といつており、友愛会は「博士の態度もまた全然吾等と同じ」とみていた。

九月二十一日、友愛会の理事会は「最後の友愛会の態度」、すなわち、今日誰が出ようとも、この不当な協議会によって選ばれたものである以上、これを認めるることはできないという「最初にして最後の態度」をきめ、この旨を中間者に伝達している。

ところが、翌二十二日東京日々新聞の号外は、高野博士の労働者代表受諾を報じた。これを知つた友愛会は、急遽二十三日、再び理事会を開いて協議した結果、「今後何者が起たうとしても断乎としてこれに反対する」態度をとることとし、つぎのような決議をおこなつた。

- 一、われわれは高野博士にたいし労働代表受諾の取消しを勧告すること
- 二、もし博士にしてこの勧告をきかざるときは、われわれは飽くまで反対運動をなすこと
- 三、われわれは国際労働會議にたいして今回の労働代表委員選出は不当に行はれたることを訴ふること

また翌二十四日には、高野博士に面会を求め、今回博士が代表を受諾した経路を聞き、辞職を勧告すべきことなどをもきめた。

ところで、高野博士が代表受諾の決意をしたことについて、鈴木文治は、「これは錯誤から来たので、つまり博士の引受説得役に廻った人々は、高野博士なら、友愛会とは多年の歴史的関係もあり、その幹部とは師弟の関係もあるから、強いて反対をしないであらうといふ推測の下に、大丈夫引受けるからといって承諾させてしまつた」といつている。がしかし、その後、博士と、友人、門弟、そして友愛会幹部などとの間には、数回にわたる懇談や協議が重ねられ、ついに二十九日高野博士は労働代表委員を辞退する旨申し出た。

高野博士が自邸において自ら朗読して公表した辭退願末は、つぎのとおりである。  
(注三)

△去る十八日国際労働會議に参列すべき労働代表委員選定協議に於て私が第二候補者として選舉せられたのは意外とした所である。けだし私は一個の学究にして労働者問題の研究者たるに止まり直接労働者運動に関与し来つた者でないからである。

△第一候補者たる本多博士は其の受諾に関し私の意見を求めるために、十八日夜私の宅を訪問されたが不在であったから翌十九日朝私は本多博士邸を尋ね、年来の友として同博士に私の考へのある所を率直に述べて参考に資した。その要旨は、今回の代表委員選舉に関する協議員の資格が問題となり、且つ友愛会及び信友会の有力なる労働団体の代表者が協議会から脱退したのであるから、此等の諒解なくして労働代表委員となる事を受諾するのは考へものである。若しさうすれば友愛会其他より強硬の反対の来るのを予期しなければならぬと言ふことである。越えて二十日本多博士は遂に就任を拒絶されたので、当局は茲に第二候補者たる私の就任を懇懃するに至つた。

△私は先に本多博士に語つたと同じ理由で、労働団体との諒解なき以上、応諾不能の旨を述べて、再三之を固辞した。然るに一方政府は労働団体と交渉することをなさず、他方友愛会は個人的には私を不適任とは思はなかつたようだけれども、依然協議会不信認の主張を執り、二十二日夜理事会に於て、不満足なる協議会によつて選ばれたる代表委員には何人と雖も之を受諾することが能きぬ旨を決議した。依つて私は愈々不承諾の意を固うしてのであつた。

△然るに友人諸氏は第一回國際労働會議に於て我国労働者の地位を確立して置くは至重のことであり且つ私が辞任すれば事態愈々紛糾し、我国労働運動の發展に不利なる局面展開のあるべきことを指摘して、私の蹶起を熱望し、当局亦その窮状を訴へて私の応諾を懇請した。

△私は頗る去就に迷ふたが、協議員会の推薦あり、友人諸氏の熱望あり、当局の懇請あり、なほ労働団体に於ても私が労働代表者たる事自体には強ち反対でないようであるから、諒解の道が付くであらうと思ひ多少の矛盾を顧みず、敢て任を受くるに決して、そこで私は二十三日農商務省に出頭して直接受諾の旨を答へた。

△然るに此の問題に就て、私が最も気にかけた点は、友愛会及び信友会の立場である。友愛会其他の労働団体との諒解を得ることは私も当初より必要と考へた所であり、協議員橋本氏代理柿原氏に対してもまた本多氏に対しても常に言明した所である。茲に於て私は二十五日午後一時半自ら友愛会を訪問し、私と同会との立場に就いて同会理事者諸氏と意見を交換した。友愛会の態度は私の予期に反して依然強硬であり、飽くまで私の就任に反対することを主張して已まない。私は同会理事者等の熱誠と私年來の組合主義の主張に顧み、之を無視してもということはできなかつた。労働団体の後援無く、否その反対の下に組合を代表する一名の顧問なく、労働者代表委員として労働会

場に臨むは到底堪へ難きところである。

△熟慮の結果、私は遂に二十六日午後二時先きの決意を翻し、直ちに矢作栄蔵、森戸辰男二君を以て当局にその辞意を通告した。

△此の事実を知つた友人等は何とかして友愛会との間に斡旋した。経過発表の遅退は、これらの人々に対する私の徳義上の義務からである。然るに今は調和の途の絶無なることが明になった。

△私は茲に安んじて受諾より辞退に至る有の儘を公にして私の不明を謝したいと思ふ。

友愛会もこれと日を同じうして「我等は何故に高野博士の受諾に反対せるか」<sup>(注四)</sup>という反対理由書を発表した。

我友愛会は今回ワシントンの国際労働會議に派遣すべき労働者代表委員選出に関し其最初に定めたところの方針すなわち

不当なる選挙手続に依つて選出されたる代表者は何人と雖も之を認むるを得ず

という方針を貫いて一歩も譲らないのである。高野博士が労働者代表委員として選ばるに及んで世間或は友愛会は最初の方針をほうときして之に賛成すると思つたかも知れない。或人々は又高野博士の人物に鑑みて此際友愛会は從来の態度をひるがえして高野博士を承認するが当然であると思つたかも知れない。人々の認むるが如く高野博士が直ちに労働者の味方であり代表委員として最適任者である事は我々と雖も亦等しく認むるところである。然るにも拘らず我々は断乎として博士の代表受諾に反対したのは自然ならざるを得ざる多くの理由があるからである。

(第一) 非立憲的行動を排してデモクラシーの精神を確立せんとするにある

今や人類は過去の死んせる生活を刻々に破壊して、新しき生活を創造しつつある。世界は將に改造の機に際會

しているのである。而して改造の根本精神を貫く率直にして汚さざる精神の裡に存する労働運動の精神も亦此處に存するは言を俟たない。我々が立憲政治ということを考へ又デモクラシーの精神ということを考ふる時に若しも結果さえよければ其方針はどうでもよいということになるならば、立憲政治もデモクラシーも無意味なものになる。我々は今日かくの如き事に断じて賛成ができない。高野博士は偶然なる良き結果である。併しながら博士は不當なる協議会から選ばれたのである。我々が高野博士の受諾に對して断乎たる反対をなしたのは動もすれば汚されがちである立憲政治とデモクラシーの精神を飽くまで擁護せんがためである。

(第二) 一切の妥協を排し純真なる労働者の代表を選出せんがためである。

従来日本に於ては妥協ということがあらゆる場合に於て繰返されてきた。何事に依らず最初は理論を楯にして争つてゐるけれども、終りには理論を度外視した曖昧な妥協を遂げて來たのである。日本では長い純理が行はれず我々の頭上は妥協という黒雲に閉されていた。我々は我国の政治を毒し人心を腐らんせしむるところの最大の原因が此曖昧なる妥協ということにありと確信している。新しき世界の創造に向つて進みつつある労働運動の精神の中に再び此妥協の毒素が這入るならば、遂に真に新しき世界の精神は生れて來ないであらう。斯の如くむば労働運動それが自身の自殺である。是我々の断じて堪え得るところでない。

(第三) 政府をして反省せしめ國際労働法規の精神を擁護せんとするにある

政府は今日實際困つてゐるであらう。併しながら其困つた原因は何人にあるのであるか。政府は今回の不当協議会を認むることによつて巴里に於て自ら加はつて制定した此國際労働法規を自らじゅうりんしてゐるのである。政府は労働者に対して些少の誠意をも有していない。彼等は労働者のために制定された法規を労働者の前に秘した。

彼等は労働法規の精神を無視した。今日政府が窮境に立つに至つたのはいわば自業自得である。若しも此のことが國家の恥であるならば、国家は恥を搔かしむるものは現政府そのものと云はざるを得ない。我々は幾度となく其反省を促した。併しながら現政府は飽くまで其非を遂げんと欲するにある。世間或は国家の名に依つて我等を威嚇せんとするものがあるかも知れぬけれども、国家と政府とは断じて混同すべきものでない。眞の愛国心と現政府に忠義立てすることとは断じて分けて考へねばならぬ。我々は今日に於て国際労働法規の精神を擁護し、労働者に対しへ何等誠意を有せざる政府を糾弾するは真に茲に労働運動の根本を確立する所以であり、従つて邦家永遠の幸福であり、眞の愛国的行動であることを確信して疑はないのである。

政府は協議員の選出に当り予め選出方法を指示せず選挙中に当りて監督をなさず、選挙後に於て調査を行はず、協議会に臨んで其の資格審査を拒んだ。斯くの如くして其選出を認むべくんば日本労働者の面目何處にある。併しながら

翻つて高野博士の心事に想い到来れば我等は實に感慨無量なるものがある。

我等は平常に於て博士が眞に労働運動の精神を徹底的に理解せる人であることを知る者である。高野博士は飽くまでも労働団体の意思を尊重し之れを無視し之が後援なくして代表たる能はざるを明言して辞任を決意されたことは日本の労働団体に対し千金の重きを加へたものである。労働運動の眞実が那辺にあるかを深く解するものでなければ、いかで斯くの如き態度に出づるを得んや。博士は遂に労働者の味方である。博士は眞に労働者の味方である。

注一 「労働及産業」、大正八年十一月一日、二一一七頁。

注二 鈴木文春著、前掲書、二〇八十九頁。

注三 日本労働年鑑、大正九年版、七〇一頁。

注四 右 同、七一〇一一二頁。

#### 四

高野博士が辞退したため、政府は、ついに第二補欠正使舛本卯平に労働代表受諾方を交渉することになった。舛本は「熟考の上」とのことであつたが結局受諾する旨を答えてきた。この舛本代表にたいして第一に攻撃の矢を放つたのは友愛会長鈴木文治である。その反対理由は、左のごとくである。<sup>(注二)</sup>

「第一は協議会は不当とするがためにこの会議から選ばれた委員は何人であろうと反対する。

第二は舛本氏の地位で、同氏は鈴木商店の資本で経営された帝国汽船の取締役であり、鳥羽造船所の技師である。仮令資本家でないとしても資本家の利益を代表するものであることは一点疑ひない。資本家に労働者を代表することは不可能なのは労働者が資本家の利益を代表することの不可能なのと同一でなくてはならぬ。

第三にはかりに百歩を譲つて協議会を認むるとしても第二候補高野博士が一旦承諾した以上当然第三候補の効力は消滅して居る筈で、舛本氏は協議員以外に何等の資格もない筈である。以上三個の理由を以て舛本氏に対し決死の戦を開く積りだ。舛本氏が出たら唯事では済みますまい」。

このとき、さきに協議会開催中第二日以後議場から退席した人びとが、「われわれの意志を尊重するならば」という条件づきで、すなわち顧間に筋肉労働者側を採用するならばという条件づきで舛本代表委員を承諾するなど、舛本

を推薦する態度を示したものもいたが、友愛会をはじめ、信友会などの労働団体は依然として榎本に反対の態度をとり、十月四日これら労働団体の代表者は榎本を訪れて、つぎのごとき辞職勧告理由書を手交した。

一、労働者の自由なる意思に不当に干渉圧迫を加へて選出せしめたる協議員を以て組織せる協議員会は労働者の意思を代表する者に非ず従つて此協議会より選出せられたるものは何人と雖ども労働者の代表者と認むる事能はず

一、貴下は鳥羽造船所の取締役にして旦つ技師長なり其地位は明かに其利害労働者と全然相反するものなる事を証す

吾人は貴下を以て労働者の運命を託し得べき人に非ずと認む

一、貴下に労働団体は挙つて貴下の労働代表たる事に反対しつつあり貴下は此事実を無視して尚且敢て労働代表なり

と強弁せんとせらるるや

以上の理由により吾人は貴下の労働代表辞職を勧告す

大正八年十月三日

友 愛 会  
信 友 会

大日本鉱山労働同盟会

かくて、各労働団体の反対熱はいよいよ高まり、十月四日における大阪、天王寺公会堂においての友愛会大阪市支部その他市内労働団体主催の反対演説会を皮切りに、五日には関西においては神戸青年会館で、関東においては東京・明治座でそれぞれ各種労働団体主催の政府糾弾、辞職勧告のデモや演説会がおこなわれ、東京での演説会では過激な言辞を弄し演説を通じて榎本を脅迫したという理由で、数名の鉱山同盟会員（足尾銅山の坑夫）が召喚検束され

二名が収監されるなどのことがあり、鈴木文治はその著書のなかで、その当時の模様を、「烈火の如き労働者の意氣は天に冲して正に殺氣漲ぎるものがあつた」と書いている。

榎本にたいする労働代表受諾反対・辞任勧告運動は相当「猛烈果敢」に行われ、代表出発の当日のごとき、横浜埠頭は、弔旗、位牌、しきみをもつて埋まり、さながら葬儀場といつて状況を呈した。「政府は当日榎本氏の身辺に危害を及ぼすが如きあらんことを虞り、ひそかに前夜警視庁の自動車をもつて同氏を横浜に護送し、その夜は防波堤上の検疫所に一泊させ、翌日船が鮮らんして港外に出でたるとき、水上署のランチによつて乗船させられた」のであつた。

以上が、国際労働會議第一回総会への労働者側代表委員選出に際しての友愛会を中心とする主な労働団体の動きであるが、当時第三者としてはこれらの動き、特に労働代表選出協議会の経過をどのように観察していたか。植原悦二郎（明大講師）<sup>(注四)</sup>の言を聞くことにしよう。

「巷間伝ふるところによれば、農商務省にては最初より榎本氏に嘱目して居つたやうだ。故に結局榎本氏が行くことになれば、農商務省としては其目的を達したようである……一体労働者の代表者を選定する方法に就て、農商務省は最初より其方針を誤つて居る。初め農商務省の希望としては労働者の代表者なりとして官選の人を派遣したかつたらう。けれども国際労働大会の代表者の資格に於て一名は必ずや労働者の選定せる代表者でなければならないという規定の存するが為めに、已むを得ず労働者の代表者を選挙すべく今回の形式を採つたので、最初より農商務省は労働者の代表者を派遣したくないという意思のあつたものだ。けれども労働大会の代表者に対する資格の限定があつた為めに已むを得ず各府県に命じて所謂労働者の代表者なるものを招致し茲に選挙会を開くべき結果となつたのである。而

して農商務省としては、最初より純然たる労働者の代表者を送る意思なかりしが故に、たとえ労働団体の代表者の選挙したる代表を送るべき形式を探つたとしても、虚心坦懐、公平にその選挙を行はしむるということは農商務省の意思に反して居ることである。しかればその選挙会に農商務省が干渉したかせぬかは吾々の知るところではない、又その選挙会に出席すべき各府県の代表者を選出するに農商務省が果して陰険なる干渉を試みたかどうかそれも吾々の閑知するところではないけれども、固より純粹の労働者の代表者を派遣したくないということが農商務省の希望であり又資本家の希望であったから、余程その選挙会の経過に就いても注意しなければ、農商務省の干渉ありという疑惑によつて紛擾波らんの起ることはありうべき事と思はなければならぬ。若し農商務省の当局がそう思はなかつたとすれば、少くともこの点に於て彼等は聰明でなかつたかと云はねばならない。事実は兎に角結果はそう思はれるやうになつた」。

なお、一言付け加えておきたいことは、友愛会としては、納得できる条件が備わりあるいは状態が形成された場合には、国際労働會議第一回総会に自らの陣営から労働代表を送りたいとの希望を持つていたのではないかということである。

その一例は、九月八日すなわち労働代表選出大阪地方協議会が開催された前日、安治川鉄工所技師山白某が、正午の休憩時間中に従業員を一ヶ所に集め、「自分は諸君の代表者として明日府庁へ投票に行くのだが今度の労働代表には榎本卯平君が適任だから榎本君に投票すると約束する人を中心送るよう努力する考へだ。自分が榎本君を最適任者だとして推す理由は、同君は筋肉労働の体験があり労働者の境遇を充分知り非常に同情をもつてゐる。筋肉労働者の我々は筋肉労働に深い理解と……」、このように榎本をさかんに称揚し、労働者代表なるものが筋肉労働の体験を絶

対条件のごとくいっていた時、そこに集っていた従業員の間から「ノオノオー！」と次々が飛んだ。山白技師が大いに怒り、誰何すると、「ノオーノオーと云つたのは僕です、西尾末広ですよ」と、當時友愛会の役員であった旋盤工の西尾末広が答える。会場はかなり動搖したが、やがて西尾は演壇に跳り上った。そしていう……「諸君、山白技師は榎本卯平という人が労働者の生活を理解し同情をもつてゐるから労働者の代表として適任だと云つた。就中筋肉労働の体験をもつてゐる事を絶対的資格のように称揚されたが、それに対して私はノオノオーと云つたのである。理由は頗る簡単である。例へば私は旋盤工であるから我々の周囲の事情は諸君と同様に充分わかつてゐる。しかしながら旋盤工として鉄工所に働いている故に鉱山労働者の状態や紡績女工の生活に就いて充分わからぬ。マッチ製造工場の問題とか女の産前産後のことなんか全く私には理解できない。榎本氏が山白技師のお言葉通り我々の生活状態に通じておられるならおられるだけその他の事は知らないだろう。我々と榎本氏とは世の中を知る程度に於ておそらく大差ないものと思ふ。一国の労働者全体を代表する者は筋肉労働の体験があらうとなからうとそんなことは絶対条件ではないと私は思つてゐる。勿論労働の体験もあり凡ゆる労働事情に精通した人が見付かれば一番いいのだが、さういふ理想的なものが無ければ、よし筋肉労働の体験はなくとも多年労働問題を研究し広汎な労働者大衆に日常接觸しつつ各方面的調整に努力してゐる友愛会々長鈴木文治氏こそ国際労働会議に出す我国労働者代表として申分ない人だと私は信じてゐる。この観点に立ち榎本卯平説に反対だから私はノオーと云つたのであります」<sup>(注5)</sup> 満場の拍手のうちに西尾末広は降壇した。このような場面のなかにも「労働代表は友愛会から」という声を聞くことができるが、つぎの例は、中央協議会開催をひかえたころの下馬評である。そのころ、代表委員候補者は榎本卯平、鈴木文治、宇野利右衛門の三人であるように専ら評せられており、協議会のはじまる前に協議員中の有志が友愛会にむかってその内意をさ

ぐり、もし鈴木にして候補者に立つ氣があるならば助力しようとの交渉をした。そのとき友愛会の某幹部は、「既に  
榎本氏に五十票ある、それゆえ他のものはだめだ」というような挨拶をしていることである。もし友愛会が他の労働  
団体およびこれに同情をよせていた協議員などが誠意を示し、立候補の運動をしたならば、あるいは存外容易に鈴木  
が当選したかもしれない、と。鈴木文治が労働代表として選出されればよいがとは、友愛会陣営のものの等しく希望し  
ていたことであったように思われる。

なお、友愛会（東京鉄工組合北千支部）員大島義晴は、労働代表選定東京地方協議員として選出されたが、協議会  
第一日に鈴木文治と行動をともにして退場せぬばかりか、榎本の随員として国際労働會議に出席することになったの  
で、北千支部はこれを傍観するにしのびぬとなし、彼に辞職の勧告を（注七）していふことをつけ加えておこう。このよう  
に、組合の部内事情はすこぶる複雑であった。

注一　日本労働年鑑、大正九年版、七一二頁。

注二　鈴木文治、前掲書、二一〇頁。

注三　鈴木文治、前掲書、二一一頁。

注四　植原悦二郎『労働大会派遣代表者選挙会の経過』（「法律新聞」第一五九八号、大正八年九月二十五日）。

注五　野田律太著『労働運動実戦記』、一六〇一三頁。

注六　日本労働年鑑、大正九年版、七〇四頁。

注七　「労働及産業」、大正八年十二月一日、二五二三〇頁。

労働代表選出に際しては以上のように複雑な情形が展開されたが、代表一行は「逃げるようにして」、アメリカへ向った。しかし、友愛会などは、なおも反対運動をつづけ、十月二十九日国際労働會議が開かれる直前友愛会長鈴木文治は信友会、大日本労働同盟会の連署をもって国際労働法規委員会議長ゴンバース宛に長文の抗議書を提出した。(注)

抗議書を提出した鈴木文治はつぎのようについて。

「吾々が抗議書を提出した目的は決して勝敗を眼中に置くものではない。若しあのようになに不当な協議会で如何しても労働者の純正代表者と見ることのできない榎本氏を純正代表者らしくして出したまま吾々がだまっていたならば、日本労働の世界的地位を失墜することにならねばやまぬ。即ち是を是とし非を非として飽くまで進むのが吾等の運動の根本精神である。或人は吾々の反対運動を目して国内の恥を国外にまで晒すと非難するかも知れんが、抑々国際労働會議で一度現実をばくろして其上で国際的協議を重ねやうというのが根本精神である以上、吾々が事実に基いて訴へるところも要するに我国現実の真像であつて、国際労働會議に対し之をさらけ出すのは毫も間違つた事でないと思ふ。吾々は労働運動の世界的神聖を尊ぶからである。吾人の信頼するゴ氏は必ずや吾々の意を大会に伝へてくれることと思ふ」。

このような抗議があつたためか、十一月はじめ、国際労働會議で榎本の資格審査が行われたようであるが、「今回は兎も角も其資格を承認する事と決定した」とのことであつた。

注 「東京朝日新聞」大正八年十一月四日。